

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく遠野市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進と相まって、新型コロナウイルス感染症等の影響による低迷の状態から脱却させ、持続的発展の基盤強化を図る目的で、中小企業者等が行う事業継続に向けた事業転換に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 中小企業者等 市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する事業者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
- (3) 新しい生活様式の実践 宿泊業若しくは飲食サービス業が、新しい生活様式（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、厚生労働省が実践例を公表したものの。）の事業活動における実践として、岩手県が行ういわて飲食店安心認証制度への参加をいう。
- (4) 事業転換 中小企業者等が行う次に掲げる事業活動をいう。
 - ア 事業転換、業種転換、業態転換、新分野展開又は事業再編で事業再構築指針（事業再構築補助金の執行に伴い令和3年3月17日に中小企業庁が定めた指針）に沿う事業活動
 - イ 情報通信の業務を一体的に行うよう構成された設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体の設置、導入、整備等の事業活動
 - ウ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第6項の規定に基づく経営両工場計画の認定又は第52条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定を含む。）の認定を受けた事業活動
 - エ 温室効果ガス排出量を一年当たり3パーセント削減する計画を公表した上で、当該計画を実行するための事業活動

オ いわて飲食店安心認証制度実施要綱（令和3年6月25日岩手県制定）の規定に基づく認証を受け、又は認証を受けるために行う新しい生活様式の実践のための事業活動

(5) 売上高 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第1号に規定する売上高をいう。

(6) 創業 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をして新たに事業を開始すること又は法人を設立して新たに事業を開始することをいう。

(7) 新規創業者 令和2年1月1日以降に創業した事業者で前年同月の売上がない者をいう。（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類Eに分類される製造業、Hに分類される運輸業、郵便業のうち中分類43に分類される道路旅客運送業、Iに分類される卸売業若しくは小売業、Mに分類される宿泊業若しくは飲食サービス業、Nに分類される生活関連サービス業、娯楽業、又はOに分類される教育、学習支援業（ただし、学校教育及び社会教育は除く。）の事業を営む事業者で、新型コロナウイルス感染症等に起因して、当該事業に係る取引の数量の減少その他の当該事業の経営の安定に支障が生じる相当な売上高の減少があり、次のいずれかに該当する者で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第1項の規定に基づく認定を受けた認定経営革新等支援機関から事業の実施に関し必要な指導及び助言を受けている者とする。

(1) 令和3年1月から令和3年12月までの一年間（法人の場合にあつては、補助金の交付申請の日の直近の事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める会計期間））の売上高を当該期間の開始の日の2年前のいずれかの日から起算して一年間の売上高で除して得た割合が100分の90以下であること。

(2) 令和4年1月から令和4年6月までの間のいずれか一月の期間の売上高を当該期間の初日の3年前の日から起算して一月の期間の売上高で除して得た割合が100分の90以下であり、令和2年2月1日以降に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号若しくは第5号又は第6項の規定に基づき市長から認定を受けていること。

(3) 新規創業者で令和4年1月から令和4年6月までの間のいずれか一月の期間の売上高と当該月より前のいずれか一月の売上高で除して得た割合が100分の90以下であること。

2 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除く。

(1) 市税の申告をしていない者

(2) 市税の滞納がある者

(3) 公序良俗に反する者

(4) 新型コロナウイルス感染症等に起因して労働者を解雇した者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日か

ら5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(7) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の対象経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金取消し(変更(中止、廃止)承認)通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知する。

(債権譲渡の禁止)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の支払いの中止又は廃止

(2) 補助事業者の変更

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の2割を超える増減を伴う変更

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(事業の実施状況の報告、検査等)

第10条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付要綱の規定により現に補助金の交付を受けている者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	補助額
事業転換に要する経費 旅費交通費、消耗品費、使用料、賃借料、通信費、外注費（請負費、委託料を含む。）、工具備品費、修繕費、広告宣伝費、荷造運賃、手数料及び機械装置・器具備品の取得並びにシステム構築費	定額（ただし、10万円を上限に、補助対象経費の額以内の額とする。）

別表2（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付申請書 1 市税納税状況等確認承諾書 2 認定支援機関の支援を受けていることを証する次のいずれかの書類 (1) 遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付申請に関する確認書 (2) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書の写し (3) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第52条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定を含む。）を証する書類の写し（当該先端設備等導入計画に記載された設備を含む償却資産を取得する場合に限る。） 3 補助対象経費に係る見積書その他の費用が確認できる書類	第1号 第2号 第3号	令和4年8月1日（ただし、補助金交付申請による補助金交付決定額が予算に達しない場合は、市長が別に定める日とする。）
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類 2 その他市長が必要と認める書類	第4号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付申請取下げ届出書	第5号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金請求書 1 遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金事業実績書 2 当該補助対象経費の支払いに係る納品書、請求書、領収書その他の証書類の写し 3 その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類	第6号 第7号	補助事業の完了日から30日以内（ただし、この告示の施行期日前に補助事業が完了しているときは、この告示の施行日）又は令和5年1月4日のいずれか早い日

遠野市長 様

申請者
住所（所在地）
商号（団体名・屋号）
氏名（代表者の役職名及び氏名）

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付申請書

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 基本情報

法人番号（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
商号（団体名・屋号）	<input type="text"/>
本社（本店）所在地（個人事業者は事業所の所在地を記載）	〒 <input type="text"/>
.....	
.....	
電話() -	
(フリガナ) 代表者役職名及び氏名	<input type="text"/>

書類送付先（上記の本社（本店）所在地と同じ場合は事業所名及び所在地の欄は省略可）

事業所名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
所在地（個人事業者は住所又は居所を記載）	〒 <input type="text"/>
.....	
.....	
電話() -	
(フリガナ) 担当者氏名（個人事業者は省略）	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>

事業者の概要

業種（日本産業分類）	<input type="text"/>
設立年月日（個人事業者は創業日）	年 月 日
資本金（個人事業者は省略）	円
常用雇用者数（令和3年4月現在）	人（うち遠野市内の事業所 人）

2 経営の状況

売上高の状況		
令和元年(2019年)の売上高	令和2年(2020年)の売上高	令和3年(2020年)の売上高
1月 _____ 円	1月 _____ 円	1月 _____ 円
2月 _____ 円	2月 _____ 円	2月 _____ 円
3月 _____ 円	3月 _____ 円	3月 _____ 円
4月 _____ 円	4月 _____ 円	4月 _____ 円
5月 _____ 円	5月 _____ 円	5月 _____ 円
6月 _____ 円	6月 _____ 円	6月 _____ 円
7月 _____ 円	7月 _____ 円	
8月 _____ 円	8月 _____ 円	
9月 _____ 円	9月 _____ 円	
10月 _____ 円	10月 _____ 円	
11月 _____ 円	11月 _____ 円	
12月 _____ 円	12月 _____ 円	
計 _____ 円	計 _____ 円	
その他売上減少に関する説明欄		

※令和元年分から令和2年分までの売上高は、決算書(貸借対照表及び損益計算書)の添付に換えて、記載を省略することができます。

(補助事業者の該当の適否)

次のいずれかに該当する□欄にレ点を記載してください。

<input type="checkbox"/>	令和2年一年間(法人の場合は直近期の一年間)の売上高が、令和元年(平成31年)一年間に対して10%以上減少している。
<input type="checkbox"/>	令和3年1月から令和3年6月までのいずれか三ヶ月の期間の売上高が、その2年前の同月比で10%以上減少している。
<input type="checkbox"/>	令和3年1月から令和3年6月までのいずれか一ヶ月の期間の売上高が、その2年前の同月比で10%以上減少した上、次のいずれかの認定を受けている。 □セーフティ保証(4号)、□セーフティ保証(5号)、□危機関連保証
<input type="checkbox"/>	令和2年1月以降に創業しており、創業後の売上が最も高い月と、その月以降のいずれかの月で、売上が10%以上減少している月がある。 ※上記の経営の状況の「令和元年(2019年)同月の売上高」の欄を「令和2年(2020年)の売上高」に訂正し、令和2年1月以降の売上額を記載してください。

3 補助事業の内容

(1) 補助事業の目的（当てはまる目的の□欄にレを記入）

① 事業転換への対応

- 事業転換 …新たな製品の製造、商品・サービスの提供により、主たる業種を変更することなく、事業を変更すること。
(例：飲食店がテイクアウト販売や、オンライン注文サービスを開始)
- 業種転換 …新たな製品の製造、商品・サービスの提供などで、主たる業種を変更すること。
(例：造園業者がキャンプ場を整備し観光事業に参入、菓子製造の事業者が化粧品製造を開始)
- 業態転換 …製品の製造方法、商品・サービスの提供方法を相当程度変更すること。
(例：小売業者がサブスクリプション形式のサービス事業を開始)
- 新分野展開 …主たる業種や事業を変更することなく、新たな製品の製造、商品・サービスの提供などで、新たな市場に進出すること。(例：卸売業者がネット注文での販売を開始、)
- 事業再編 …会社法上の組織再編行為を行うこと。

② 新しい生活様式への対応

- いわて飲食店安心認証対応 …飲食店がいわて飲食店安心認証を申請するための対応。
- 事業デジタル化（DX対応） …情報通信機器の整備や業務で使用するプログラムの構築、導入をすること。

(2) 補助事業の内容（補助金を活用して購入したり、整備したりする内容を記入）

(記載例) タブレットを購入して、オンライン注文に対応できるようにする。
アクリル板を整備して、いわて飲食店安心認証を申請する。
チラシとポスターの印刷と、ホームページを制作して、テイクアウトを宣伝する。

(3) 補助事業の目標（取り組みの目標を記入）

(記載例) オンライン注文の売上目標10万円。
いわて飲食店安心認証を取り、令和3年6月よりも5%の売上増をめざす。
テイクアウトの売上目標5万円。

(4) 補助対象経費

補助対象経費	支払い先	支払(見込)額
		円
		円
		円
合計		円

※支払(見込)額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。
※支払額に係る見積書、カタログ、発注書、契約書、納品書、請求書等の写しを添付してください。

4 補助金の交付申請額

補助金の計算

円

※ 4 (4) の合計の額が100,000円を超える場合は、100,000円と記載してください。4 (4) の合計の額が100,000円未満の場合は、その合計の額を記載してください。

5 添付書類

- (1) 市税納税状況等確認承諾書（様式第2号）
- (2) 認定支援機関の支援を受けていることを証する書類
- (3) 補助対象経費に係る見積書その他の費用が確認できる書類
（支払額に係る見積書、カタログ、発注書、契約書、納品書、請求書等の写し）

様式第2号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金の審査のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の役職名及び氏名）

※代表者氏名は 自署式で署名 又は 代表者印(マル印)の押印 をしてください。

遠野市長 様

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金申請に関する確認書

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付申請書の記載内容について、以下のとおり確認しました。

1 補助事業者の概要

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号（団体名・屋号）
- (3) 氏名（代表者の職名及び氏名）

2 遠野市事業転換支援事業費補助金交付申請に対する所見

3 認定経営革新等支援機関担当者名等

- (1) 認定経営革新等支援機関担当者名

※担当者名は 自署式で署名 又は 押印をしてください。

- (2) 認定経営革新等支援機関電話番号

- (3) 認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者（補助事業者）
住所（所在地）
商号（団体名・屋号）
氏名（代表者の役職名及び氏名）

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものだけに添付すること。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

届出者（補助事業者）
住所（所在地）
商号（団体名・屋号）
氏名（代表者の役職名及び氏名）

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げることにしたので届け出ます。

- 1 補助事業名
- 2 取下げ理由

遠野市長 様

補助事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の役職名及び氏名）

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金請求書

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金交付決定額 円

2 請求額 金 円

3 振込先

(1) 金融機関名及び支店名

(2) 預金種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

4 添付書類

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類

(3) 補助金の交付決定の通知の写し

注 精算の結果、請求する補助金がない場合は、4の添付文書を提出すること。

遠野市長 様

補助事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の役職名及び氏名）

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金事業実績書

遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定 年 月 日付け遠野市指令 第 号

(2) 補助金の交付決定額 金 円

2 事業費の内容

(1) 補助事業の内容（補助金を活用して購入したり、整備したりした内容を記入）

(記載例) タブレットを購入して、オンライン注文に対応できるようになった。
アクリル板を整備して、いわて飲食店安心認証を申請し取得した。
チラシとポスターの印刷と、ホームページを制作して、テイクアウトを宣伝した。

(2) 補助事業の効果（取り組みの効果を記入）

(記載例) オンライン注文の売上目標10万円に対し、8月の売上が11万円となった。
いわて飲食店安心認証を取り、9月の売上が6月よりも5%の以上増えた。
テイクアウトの売上目標5万円に対し、7月の売上が3万円にとどまった。

(3) 補助対象経費

補助対象経費	支払い先	支払額
		円
		円
		円
合計		円

※支払(見込)額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

※支払額に係る領収書等の写しを添付してください。

3 添付書類

- (1) 当該補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類
- (2) その他当該補助事業の実績を証する書類で市長が特に必要と認める書類

様式第8号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

申請者

所在地

名称

氏名

様

遠野市長



遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市中小企業等事業転換支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容